

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

少額資産の除却処理

Q : 当社は貸衣装屋ですが、貸衣装の点数が多すぎて減価償却や除却の事務処理が大変です。何か簡単な方法はありませんか？

A : 次のような簡便処理も認められます。

【解説】

税務では、取得価額が少額(おおむね40万円未満)で個別管理が困難な工具又は器具備品については、継続適用を要件として、次のような減価償却方法や除却の計上を認めています。

- ① 種類、構造又は用途及び細目の区分ごとの計算が可能で、その除却数量が明らかにされているものについて、その種類等の区分を同じくするものごと一括して減価償却費の額の計算をするとともに、その取得の時期の古いものから順次除却するものとして計算した場合の未償却残額によりその除却価額を計算する方法
 - ② 個別管理が困難で、その除却数量が明らかでなく、通常使用可能期間が経過すれば現物の廃棄等がされると認められるものについて、種類等の区分を同じくするものをその取得した事業年度ごとに区分して、その区分ごと一括して減価償却の計算をし、その帳簿価額が取得価額の5%相当額に達した事業年度と耐用年数を経過する日の事業年度といずれか遅い事業年度の翌事業年度において除却処理する方法
- ご質問の場合は、①の適用が受けられるものと思われます。

